

秩父市農業委員会 令和8年 第4回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和8年4月22日(水)午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和8年4月22日(水)午後3時48分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席	●		松澤 眞一	欠席
3番	青野 孝司	出席	●	第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					浅見 喜一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について (13件)

議案第21号 農用地利用集積等促進計画の意見について (1件)

議案第22号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	黒澤美紀子		主幹	小川英孝	書記
主査	笠原信之		主任	川上僚太	書記
主査	平沼治貴		主任	森前大樹	
			主事	高野友陽	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和8年第4回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

2番 吉川 稔 委員 及び 3番 青野 孝司 委員 以上、お二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。まず 1 通知書の受理についてです
農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっております

番号1が農林公社と耕作者との間で、番号2が所有者と農林公社との間での解約となります。

合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりでございます。

次に 2 農業用施設の設置についてです

詳細は記載のとおりでございます。番号1ですが、届出者は、●●●●●や●●●●●の選定・箱詰め作業場として必要とするため届出がされたものでございます。番号2ですが、届出者は営農用の●●●●●等を所有しているが、農地から離れた箇所に置き、雨ざらしとなっているため、倉庫を建設し保管場所とするため届出がされたものでございます。以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。
黒澤事務局長 令和8年第4回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

- 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
 - 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
 - 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について (13件)
 - 議案第21号 農用地利用集積等促進計画の意見について (1件)
 - 議案第22号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)
- 以上でございます。

日程第7 議案審議

議案第18号上程 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 次に、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●、畑1筆、田1筆、合計面積は合計●●㎡で、令和●年に相続により取得した農地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●から西●●●●mに位置しております。

申請事由について説明します。この度、農業経営規模拡大を行う意思がある譲受人と当該申請地で耕作を行う意思がない譲渡人との間で話がまとまり、申請に至りました。

譲受人の農作業歴は●年あり、年間従事日数は●●●●日を予定しており、本人以外に世帯員等が●名農作業に従事する予定で、農機具は●●●●●を●台所有しています。また、作付計画では、●●、●●●●、●●●●●、●●●●●を栽培する計画です。権利の種類は、所有権移転です。

なお、譲受人の所有農地を確認したところ、●筆が自宅の一部として利用されておりました。そのため、今回農地転用申請を同時に手続きしており、この後議案20号番号4で審議していただく予定です。現地を確認したところ、耕作準備の状態でした。説明は以上です。

事務局（高野主事） 続きまして私からは番号2について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●● ●●●、畑1筆、●●●●㎡で、昭和●●年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●から西に約●●●●mの地点にあります。申請理由は、経営規模拡大です。譲受人は現在申請地まで●●●●●●の近隣の場所に在住しております。申請地は譲受人と譲渡人の間で平成●●年●月から●●年間賃貸借の設定で、現在は既に法改正で廃止されている当時の利用権設定促進事業の契約を結んでおります。この利用権設定促進事業の契約期間が令和●年●月末で満了となるため、農地法3条による方法でこのたびの申請に至ったとのことです。

譲受人は●●代、農作業歴は●●年あり、それ以前に民間の●●●●●での農業技術修学歴も●年あります。他の耕作労働力としまして●●代の●●●●●があり、問題ないと思われれます。保有する農機具等につきましては、●●●●●●、●●●●●●●●●●になります。●●●●、●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●などを作付予定となっております。

先日、委員さんおよび推進委員さんと共に現地を確認したところ、既に耕作状態で●●●等の●●●が植えられておりました。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1について意見申し上げます。概要の方は事務局が説明した通りです。私と事務局の方で現地に行った時ですね、ちょっと感じたことというか、入口の方から、今回あの先程言った違反というか家の横が、また次の案件で出てくると思うんですけどもありません、今回の件に関しては、そこで規模拡大ということで、その手前が本人の一団で続けてできるということでも、規模拡大に関しては特に問題がないというように判断しました。それとその横に、譲渡人の土地が隣接してるところがあるんですけど、そこも、一部ちょっとあの違反的な案件になるという部分がありましたんで、事務局の方にそれを話しておいて、是正してくれるのかなという風に判断しました。あとは3条案件なので、推進さんの意見の方を尊重していただきまして、判断していただければと思います。以上です。

1区 今井 和美委員 1区の今井です。私に関しては3条の方だけですので、この件だけを見ますと、ここの土地はもう既に耕作中で、よく埋めとかもしてあって、●●●●がもう2冊ほど植えてあって、農地としては、問題ないかなと思います。ご審議よろしくお願いします。

13番 新井 一雄委員 13番新井です。番号2番について意見を申し上げます。概要は、事務局の説明の通りです。借受人は●●歳で、農業歴●●年、●●●●に住んでおまして、●●●●を挟んですぐ正面の土地で、賃貸借権●●●の契約を結ぶということです。そこで、農業を行いたいとのことです。なんら、問題もなく喜ばしいことだと思います。ご審議の程お願いいたします。

6区 浅見 喜一委員 6区の浅見です。説明は高野主事、委員の新井一雄さんの言われた通りです。現地を見させていただいたところ本当に、綺麗にですね、●●●●、●●●●等が一部植わっていて、あとは、まだあの作物はないですけども、耕されていてですね、非常に素晴らしい畑になったなという風に感じております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

3区 小久保 健司委員 3区の小久保です。さっきあの説明してもらって、聞き落としたかなと思うんですけどね、これ規模拡大ってあるんですけど、これ合計はどのぐらいな面積になるわけですか。両方とも。

事務局（川上主任） ご質問ありがとうございます。合計は現在の経営面積と合わせて、現在の経営面積はあの自宅の裏で、小さいながら●●㎡ございまして、今回のところと合わせますと、●●㎡です。

3区 小久保 健司委員 はい、いや今後の規模拡大を期待しています。あと、この2番目の方はどのくらいですか？

事務局（高野主事） 2番の方なんですけど、既に農地を●●●㎡取得してまして、それから今回の●●●●㎡ということですか。

議長（横田 友会長） 他に、ご質問等はございませんか
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第18号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第19号上程 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●、畑、1筆、●●㎡で令和●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●から北東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、都市計画法上の用途地域が定められている区域内の農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、駐車場です。

申請事由について説明します。申請者は自宅からほど近い申請地を、令和●年●●月から駐車場として使用しておりました。この度、申請地が農地法の許可を受けていない農地であることが発覚し、今後も使用する意思があるため、是正を行うために始末書添付の上で申請に至りました。

資金調達計画も整っております。現地確認したところ、既に駐車場として利用されておりました。

事務局（森前主任） 議案書3ページをご覧ください。私からは番号2について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●●●●、畑、1筆、計●●●㎡です。農地の他に●●●●●●●●●●1筆、計●●●●●●●●㎡を一体利用し、全体で合計●●●●●●●●㎡を利用します。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、集合住宅の建設です。

申請事由について説明します。申請地は昭和●●年に先代が資材置場として農地転用許可を受け、建築の資材置場として使用されておりました。しかし、当時は先代の事業で住宅建築の受注も多く、住宅の建築が完了するまでの間、集合住宅を建築し顧客の仮住まいとして利用しておりました。先代が亡くなり、申請者が相続に向けた調査をしたところ、先代の時に地目変更登記をせずに集合住宅を建築していたことが判明しました。なお、今回の申請は、当時許可を受けた資材置場の用途とは異なる集合住宅として使用していたことから、改めて始末書添付の上で手続きを行うものです。なお、本件に関しては追認案件であるため、新たな資金は発生しません。以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1について意見を申し上げます。説明は、事務局の説明したとおりであります。それで、この駐車場に今回なんですけども、以前、その横がですね、去年、専用駐車場を使うような感じで出た時があったんですけども、その時にそこが駐車場で使ってたんですよ。そういう形で、事務局の方で、注意したとか判断したというようには、私の方は解釈したんですけども、今回あがってきたということで、是正していただけるならいいことであるし、駐車場として使っただけで、問題ないというように判断いたしました。以上です。

1番 新井 範委員 1番新井です。番号2についてですが、事務局の方でご案内の通りです。先だっ
て見に行ったところ、なかなかいつも自分でもここを通って見てた所なんです、ここは相続の物件と
いうことで、相続で●●が農地のところに、ちょっと物件を作ったという話を伺いましたんで、
止むを得ないのではないかなと、相続である発覚したということだと思しますので、皆さんのご判断の
程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。
これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。
質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第19号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第20号上程 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議
題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から番号4について説明します。議案書の3ページをご覧
ください。まず、番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のと
おりです。申請地は、●●●、畑、1筆、●●●㎡で平成●年に相続により取得した土地です。
案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●から南東に約●●●m離れた場所にあり、立地の
基準につきましては、都市計画法上の用途地域が定められている区域内の農地として第3種農地
と判断しました。転用の目的は、長屋住宅の建築です。

申請事由を説明します。譲受人は申請地がコンビニ、病院、公園、学校などからほど近く、生活環
境が整い利便性が高いことから、申請地へアパートを建築し経営したいとして、この度申請に至
りました。権利の種類は所有権移転で資金計画は整っており、本転用について隣接する農地の耕
作者から承諾を得ております。現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●、田、1筆、●●●㎡で平成●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●から南東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準
につきましては、都市計画法上の用途地域が定められている区域内の農地として第3種農地と判
断しました。転用の目的は、自宅兼事業敷地です。申請事由を説明します。譲受人・譲渡人それ
ぞれの●は平成●年●●月●●日に農地法第5条農地転用の許可を受け、申請地を倉庫、駐車場、資
材置場として使用していました。しかし、その後、地目変更を行わないまま、平成●年頃に譲受人
の●が申請地へ転用目的と異なる住居を建築してしまいました。そして、この度、土地所有者が地

りますが、非常によろしいことではないかという風に思いますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

3区 小久保 健司委員 3区小久保です。先程事務局また委員さんの方から説明してもらった通りです。この地域は私の農地パトロールの場所なんで、場所的にも先ほど説明のありました、●●に面した、あの一等地です。で、いつも私がこうあの下界に降りる時には、●●を使うんですけど、いいとこだなと思って、また今日さっきも、あの通ってきたんですけど、●●●●●また、ちょっと耕作してあって、マルチが張ってあって今後期待できるいいところじゃないかと思って、こういうことで、話は違うんですけど、さっきも3条で出てたように、ますますこの地域で規模拡大を期待したいと思います。また、あのこれは余計なことなんですけど、うーん、横田会長のお膝元だから、まず若い人の指導も十分にしてもらえるとあって、期待してます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長(横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はございませんか。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。確認なんですけど、その地図でいうと真四角なんですけど、3筆あるようですが、どのように分かれていますか、3筆。

事務局(小川主幹) 筆でいうと広い土地になっておりまして、その中の3筆になります。1つは●●●●㎡のうち●●●㎡、あと1つ●●●●㎡のうち●●●㎡、あとは●●●●㎡。●●●●番地●●がこの部分で、その内●●●㎡がこの部分、●●●●番地●●がこの部分で、その内●●●●㎡がこの部分ですね。

7番 豊田 恵男委員 真四角に一つの筆に見えるようになってるので、3筆分けて示してもらってるんならばわかりやすいので、今後よろしくお願いします。

事務局(小川主幹) はい、1筆はここ、もう1筆はここということで、実際には広い筆となっているので、次回以降、表示する図面を工夫したいと思います。

3区 小久保 健司委員 3区小久保です。私もこれ担当したんですけど、これ一つの田んぼですよ。

議長(横田 友会長) そうなんです。あの、ここは昔からの田んぼだったんです。それであの田んぼですから、少し使い勝手のいいような、筆に関係なく地主が、これを●●●●●の代でそういう形をとったんです。水路が、あの支線が流れてて、そこに入るようになってるんですけど、ここ全体が、みんな田んぼなんです。それが田んぼを辞めてしまって畑にしてるから、表面的に道路から見ると1枚に見えるんです。実際は、3筆で、その内の何㎡ってなるんですよ。だからこれを事務局が、分けるとするとちょっと、難しいんですよ。地主はあの届出をして一枚にしてくださいれば、一番分かりやすかったんですけど、使い勝手のいい形にしてしまった。筆に関係なく。そういう農地なんです。全体的にいくつとなっています。この●●●●●●●●●●は、●●●●●●●●●●で働きながら、ここをもう1つ●●●の農地の小さいところをやって、ここをやるんだったらここをやってごらんっていうことで、私が話したら借りる気になったんです。要はこういうことで境がないんですよ。だから1枚に見えてしまう、こういうことなんです。田んぼだったらこれ3筆じゃ、やりずらくてしょうがないんですよ。だから1枚にして使ってた。長い月日で、1枚になってしまった、でも届け出は3筆ということなんです。

4区 富田 典孝委員 ちょっと料金に随分差があるんですね。これ何かあるんですか。賃貸ですか。●●●●円、●●●●●円、●●●●●円と差があって、なんかあるんですかね。

ると除外はしないように見えますが、実際行ってみると凄いとこです。だからこれ、除外案件ですので、今井さん、栗原さんに、現地に行ってもらってますんで、私は凄いとこだと思いました。ご審議よろしくをお願いします。

1区 今井 和美委員 1区の今井です。先日現地を確認しに行っまいりました。先程の地図で見ていただくと、皆さんが前に非農地判断をししていただいた、あのすぐ横なんですね。そこは前、皆さんに非農地と審議していただいたんですけど、そこの上をいきます。傾斜地が更に多くなって、木もたくさんあって、20センチぐらいの石がごろごろしているような状態でした。ご審議をよろしくお願いします。

2区 栗原 恒明委員 2区栗原です。事務局、豊田さん、今井さんの言うとおりでございまして、あそこで畑はやりたくないです。ご審議よろしくお願いします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第22号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、農地に該当しないと判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和8年第4回定例総会を閉会いたします。